

〔太平記 三十三〕將軍御逝去事

同年延文三年四月二十日、尊氏卿ノ背ニ癰瘡出テ、心地不例御座ケレバ、本道外科ノ醫師數ヲ盡シテ參集ル、倉公華陀ガ術ヲ盡シ、君臣佐使ノ藥ヲ施シ奉レ共更ニ無驗、陰陽頭有驗ノ高僧集テ、鬼見太山府君星供、冥道供藥師ノ十二神將ノ法愛染明王、一字文珠不動慈救延命ノ法、種々ノ懇祈ヲ致セ共、病日ニ隨テ重クナリ、時ヲ添テ憑少ク見ヘ給ヒシカバ、御所中ノ男女氣ヲ吞ミ、近習ノ從者、涙ヲ押ヘテ、日夜寢食ヲ忘タリ、懸リシ程ニ、身體次第ニ衰ヘテ、同二十九日寅刻春秋五十四歳ニテ、遂ニ逝去シ給ケリ、

〔落穂集 三〕一同年天正十三年三月、家康公、御背に癰の御腫物御出來被成、既に御他界と他國に而は取沙汰仕る程之御樣體なり、最初は根太の少し大きな物にて候處に、前島長十郎、佐原作十郎、河原甚太郎、三人の小姓衆に被仰付、大蛤之貝を以て、右之腫物を御はさませ被遊候故、一夜之中ニ御痛み強く罷成申に付、御家老中を始、御醫師衆拾人餘りも相談の上にて、勝屋長閑御療治申上候處に、唐人流の荒藥と御腹立被遊、御付藥を御洗ひ落させ被成候ニ付、本多作左衛門罷出、先我等を御手討に被成候後、此御藥御無用ニ可被成候、只今御他界被遊候而は他人までも無御座、御縁家の北條殿を始め、御持之國をねらひ可被申候は、必定也、御家中の面々も、御年若の殿におくれて力を落し、はかばか敷合戦も得仕間敷候、左様ニ仕而は御跡の潰れ申外無御座候、我等儀は八十に及び、目は片目切潰され、指も三ツ切まげられ、脛にも手負候へば、足さへちんばに成候へば、世上の人々片輪と申片輪を、身ども壹人にてか、げ候、今日迄は殿の御情にて御家中に而も人かま敷罷在候、只今にても御死去被遊候へば、此作左衛門は即時に飢死仕候外は無御座候、たとへ存命仕候とも、あれこそ家康公に仕はれたる本多作左衛門と云者の、何を樂しみに、命を惜み存命候哉と、諸人に後指をさ、れ候ては、生たる甲斐も無御座候、此ごろ迄武田殿家中にて甘